

愛川町火災予防条例の一部改正にあたり、パブリック・コメント手続
を実施しなかった理由

愛川町火災予防条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」に該当し、パブリック・コメント手続の対象となる条例であります。今回の改正については、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正（平成22年総務省令第26号）、「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正（平成22年総務省令第86号）に伴い、本条例に規定される所要の整理を行うものであり、愛川町自治基本条例第19条第2項第3号（法令の制定又は改廃に伴うもの）の規定を適用し、パブリック・コメント手続を実施しないこととし、同項後段に規定する実施しなかった理由をお知らせするものです。